

## 物部川流域ふるさと交流推進協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会は、物部川流域ふるさと交流推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、物部川流域3市の交流を推進することにより、地域の機能や価値について、それぞれ相互理解し、流域の調和のある発展を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、物部川流域3市及び前条の目的に賛同した者をもって組織する。

2 協議会は、必要に応じて賛助会員を置くことができる。

(事 業)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)物部川流域3市の交流に関する事業

(2)研修会及び情報の提供

(3)その他の第2条の目的を達成するための事業

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 2名

(3)監事 2名

2 役員の内任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、年1回の総会のほか、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務める。

2 協議会の会議は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開き決議をすることができない。

3 協議会の会議の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を会長を務める市に置く。

(経 費)

第8条 この協議会の経費は、補助金及び寄付金等をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか必要な事項については、その都度協議して会長が定めるものとする。

附 則

この会則は、平成8年10月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年7月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年7月7日から施行する。